

「PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)」
ブラジルの通貨デリバティブへの課税強化策導入について

追加型投信 / 海外 / 債券

ブラジルが通貨デリバティブへの課税強化策導入を発表

【ブラジルが通貨デリバティブへの課税強化策導入を発表】

7月27日、ブラジル政府は投機的な取引によって通貨ブラジルリアル(以下、リアル)が高騰することを抑制するため、ブラジルの国内市場での通貨デリバティブ(金融派生商品)の新規取引に対する課税強化措置を導入すると発表しました。これは外貨ショートポジション(売り越しの持ち高)に対して1%のIOF(金融取引税)を課税するというものですが、ブラジル政府が必要と判断した場合は最大25%まで引き上げる可能性も示されています。また、同時に国家通貨審議会の規制権限拡大もこの措置に盛り込まれました。

今回の措置による課税強化はブラジルの国内市場での通貨デリバティブ取引に対するものに限定されており、1,000万米ドル相当未満のショートポジションや既存ポジションのロールオーバー(乗り換え)は対象外となっています。こうした規制により、証券投資や為替のオフショア市場(非居住者向け中心の国際金融市場)で行われるNDF(ノンデリバブル・フォワード)取引には、足下は直接的な影響は少ないと考えておりますが、間接的な影響が懸念されます。

ブラジルは2009年10月に海外からの証券投資に対するIOFの引き上げを実施して以来リアル高抑制策を打ち出してきましたが、今回の措置もそうした政策の一環と考えられます。そして、この措置が取られた背景には、行き過ぎたリアル高がブラジル企業の輸出競争力を弱め、また、投機的な資金流入がブラジルの資本市場や外国為替市場の不安定要因になるリスクを高めるなどといった懸念を払拭することがあるとみています。

【今回の措置はリアル高抑制に一定の効果があると見込むが、良好なブラジル経済や金利面での優位性からリアルは対円で底堅く推移】

課税強化導入とともに税率が今後引き上げられる可能性が示されたことを考慮すると、今回の措置は投機的な動きによるリアル高抑制に一定の効果を与えると見込まれます。また、今回の措置によってブラジル政府のリアル高抑制の姿勢が改めて明確となったことから、リアル高が過度に進行する可能性は低いとみています。

最近リアル高が進行している要因の一つには、ブラジルの比較的好調なファンダメンタルズ(経済の基礎的条件)もあるとみられます。ブラジル経済はやや減速しつつあるものの、個人消費を中心に内需主導で拡大を継続し、この強い内需による財・サービスの需給のひっ迫などを受け、2011年に入り5回の利上げが行われています。今後も、2014年のサッカーワールドカップや2016年のリオデジャネイロ五輪を控え、インフラ投資が個人消費とともにけん引役となりブラジル経済は概ね堅調に推移すると見込まれます。このようなブラジルの良好なファンダメンタルズを背景に日米欧との間に既に存在している金利差は今後も高水準で推移すると考えられ、こうした面ではリアルが日米欧の通貨に対して優位であると考えています。

以上のことから、今回の措置による課税強化や政策的な先行き不透明感が高まっていることを考慮すると、今後しばらくリアルは対円で波乱含みの展開が想定されます。しかし、良好なブラジル経済や金利面での優位性はその後次第に効果を発揮し、リアルは対円で底堅い展開に収束するとみています。

円 / ブラジルリアル相場(NY市場) (期間:2009年7月27日~2011年7月27日)



(出所)ブルームバーグ社のデータより三菱UFJ投信作成

(年/月/日)

・上記グラフは過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。
 ・本見通しのない分析は作成時点の見解を示したものであり、将来の市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
 また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。

後記の「当資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。



PIMCO ニューワールドインカムファンド

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券等を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

PIMCO ニューワールドインカムファンドは、以下の2本のファンドで構成される投資信託です。

<豪ドルコース> (毎月分配型)

<ブラジルレアルコース> (毎月分配型)

- ・主として円建外国投資信託への投資を通じて、米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券(新興経済国の政府および政府機関等の発行もしくは保証する債券(ソブリン債券、準ソブリン債券))に実質的な投資を行います。また、エマージング債券と同様の投資効果を持つ派生商品を活用する場合があります。
- ・証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドへの投資も行います。(ファンド・オブ・ファンズ方式)
- ・投資対象とする円建外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
- ・投資信託証券への運用の指図に関する権限をビムコジャパンリミテッドに委託します。
- ・各ファンドが投資を行う外国投資信託においては、米ドル建てを中心としたエマージング債券等に投資を行う一方で、米ドル売り、各ファンドの対象通貨買いの為替ヘッジを行います。これにより、「為替ヘッジプレミアム/コスト」、「為替差益/差損」が生じます。
- ・毎月の決算時(20日(休業日の場合は翌営業日))に収益分配を行います。
- ・各ファンド間でスイッチングが可能です。(販売会社によっては、取り扱わないファンドがある場合があります。)

<主な投資制限>

- ・投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への直接投資は行いません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

市場リスク

(価格変動リスク)

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

(為替変動リスク)

各ファンドの組入外貨建資産は主として米ドル建て資産ですが、米ドル売り、各ファンドの対象通貨買いの為替ヘッジを行うため、各ファンドの対象通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。

為替ヘッジを行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。

為替取引に関する規制がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、ヘッジコストが生じる場合があります。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、運用委託先で投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においても運用委託先の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。

(ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ投信株式会社

受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社(購入・換金の取扱い等)

後記の各照会先でご確認いただけます。

設定・運用 ...三菱UFJ投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会 (社)投資信託協会
(社)日本証券投資顧問業協会



PIMCO ニューワールドインカムファンド

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 / 販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購入代金	販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 / 販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受け付けた購入・換金のお申込みを当日のお申込み分とします。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日は、購入・換金のお申込みができません。2011年の該当日は4月22日、5月30日、7月4日、9月5日、11月11日、11月24日、12月26日です。なお、休業日および取引停止日は変更される場合があります。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みみに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	2016年6月20日まで(2011年3月31日設定)
繰上償還	各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 なお、投資対象とする外国投資信託が償還する場合には繰上償還となります。
決算日	毎月20日(休業日の場合は翌営業日) / 第1回目の決算日は2011年6月20日
収益分配	毎月の決算時に分配を行います。 / 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上、株式投資信託として取り扱われます。

ファンドの費用・税金
・ファンドの費用

【お客さまには以下の費用をご負担いただきます。】

お客さまが直接的に負担する費用

購入時	
購入時手数料	購入価額×3.15%(税抜3%)(上限) / 販売会社にご確認ください。
換金時	
信託財産留保額	ありません。

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

保有期間中	
運用管理費用(信託報酬)	純資産総額×年1.7325%(税抜年1.65%) ファンドが投資対象とする投資信託証券では運用管理費用(信託報酬)はかかりませんので、お客さまが負担する実質的な運用管理費用(信託報酬)は上記と同じです。
その他の費用・手数料	売買委託手数料等、監査費用等を信託財産からご負担いただきます。 これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額を表示することができません。

運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、毎決算時または償還時に信託財産から支払われます。その他の費用・手数料(監査費用を除きます。)は、その都度信託財産から支払われます。

購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料(国内において発生するものに限ります。)には消費税等相当額が含まれます。お客さまにご負担いただく手数料等の合計額は、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

・税金

個人受益者については、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の価額から取得費を控除した利益に対して課税されます。

なお、法人の課税は異なります。また、税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

当資料のご利用にあたっての注意事項等

投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。 / 販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金に加入していません。 / 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。 / 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

当資料は、当ファンドの運用状況をお知らせするために三菱UFJ投信が作成した資料です。 / 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。 / 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。 / 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。

市況動向および資金動向等により、ファンドの基本方針通りの運用が行えない場合があります。

(ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

お客さま専用
フリーダイヤル  0120-151034
受付時間 / 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・12月31日 ~ 1月3日を除く)

<オフィシャルサイト> <http://www.am.mufig.jp/>
<モバイルサイト> <http://k.m-muam.jp/a/1/3>
基準価額・分配金をメール配信(*メール配信対象外ファンドもあります。)



販売会社情報一覧表

ファンド名称:PIMCO ニューワールドインカムファンド

商号	登録番号等	加入協会
丸三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第167号	日本証券業協会